

第 10 号議案

足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。

（１） スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

（２） 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区野外活動施設条例の一部改正）

2 足立区野外活動施設条例（昭和 59 年足立区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 3 条及び第 9 条第 2 項を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 9 条第 2 項中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

別表の 2 スポーツ施設の部備考 2 中「教育委員会」を「区長」に改める。

（足立区西新井文化ホール条例の一部改正）

- 3 足立区西新井文化ホール条例（平成５年足立区条例第５５号）の一部を次のように改正する。

本則（第３条第４号、第４条ただし書、第４条の２ただし書及び第７条第１項を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第３条第４号中「前各号」を「前３号」に、「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第４条の２ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更することができる。

第７条第１項中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第１１条第２項中「指定管理者」を「第１４条第１項の規定により西新井文化ホールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

（足立区文化芸術劇場条例の一部改正）

- 4 足立区文化芸術劇場条例（平成１５年足立区条例第５７号）の一部を次のように改正する。

本則（第５条ただし書及び第１０条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第５条ただし書中「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第１０条中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区文化芸術劇場指定管理者選定審査会	日額 2万1,000円
---------------------	-------------

別表教育委員会の部足立区文化芸術劇場指定管理者選定審査会の項を削る。

（足立区リエゾンセンター条例の一部改正）

- 6 足立区リエゾンセンター条例（平成18年足立区条例第43号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条第3号及び第9条第2項を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第4条第3号中「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第9条第2項中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

（足立区地域体育館条例の一部改正）

- 7 足立区地域体育館条例（昭和56年足立区条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条ただし書、第6条、第8条第4号、第13条第3号及び第21条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第6条を次のように改める。

（無料公開の日）

第6条 区長は、体育及びスポーツの振興を図るため、規則で定める特定の日に施設を無料で公開することができる。

第8条第4号中「前各号」を「前3号」に、「教育委員会」を「区

長」に改める。

第 13 条第 3 号中「教育委員会が定める」を削り、「指定管理者」を「第 16 条第 1 項の規定により地域体育館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第 21 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 1 の 1 団体使用の部備考中「教育委員会」を「区長」に改める。

（足立区営運動場条例の一部改正）

- 8 足立区営運動場条例（昭和 24 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 3 条、第 6 条第 2 号、第 8 条第 2 号及び第 17 条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 3 条中「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第 6 条第 2 号中「教育委員会」を「区」に改める。

第 8 条第 2 号中「教育委員会が定める」を削る。

第 17 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考 1 中「教育委員会」を「区長」に改める。

（足立区温水プール条例の一部改正）

- 9 足立区温水プール条例（昭和 53 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 6 条ただし書、第 7 条、第 9 条第 4 号、第 14 条第 3 号及び第 22 条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第 7 条を次のように改める。

（区民無料公開の日）

第7条 区長は、体育及びスポーツの振興を図るため、規則で定める特定の日に施設を無料で公開することができる。

第9条第4号中「前各号」を「前3号」に、「教育委員会」を「区長」に改める。

第14条第3号中「教育委員会が定める」を削り、「指定管理者」を「第17条第1項の規定により温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考中「教育委員会」を「区長」に改める。

（足立区プール条例の一部改正）

10 足立区プール条例（昭和57年足立区条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条ただし書、第4条、第6条第4号、第11条第3号及び第19条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第4条を次のように改める。

（区民無料公開の日）

第4条 区長は、体育及びスポーツの振興を図るため、規則で定める特定の日に施設を無料で公開することができる。

第6条第4号中「前各号」を「前3号」に、「教育委員会」を「区長」に改める。

第11条第3号中「教育委員会が定める」を削り、「指定管理者」を「第14条第1項の規定によりプールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考2中「教育委員会」を「区長」に改める。

(足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部改正)

- 1 1 足立区立千寿本町小学校温水プール条例（平成4年足立区条例第57号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条、第5条、第10条第3号及び第18条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第2条中「足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に、「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第5条中「第13条第1項の規定により温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「区長」に改め、「教育委員会が」を削る。

第10条第3号中「教育委員会が定める」を削り、「指定管理者」を「第13条第1項の規定により温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表の2個人使用の部備考中「教育委員会」を「区長」に改める。

(足立区総合スポーツセンター条例の一部改正)

- 1 2 足立区総合スポーツセンター条例（昭和53年足立区条例第50号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第2項ただし書、第6条ただし書、第7条、第14条第3号及び第22条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第5条第2項ただし書中「足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「区長」に改める。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第7条を次のように改める。

(区民無料公開の日)

第 7 条 区長は、区民に対する体育、スポーツの啓蒙を図るため、規則で定める特定の日に施設を無料で公開することができる。

第 1 4 条第 3 号中「教育委員会が定める」を削り、「指定管理者」を「第 1 7 条第 1 項の規定により総合スポーツセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第 2 2 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 1 の 1 総合体育館施設の使用料の部（2）個人使用の項備考 3 及び 3 プール施設の使用料の部（1）団体使用の項備考 1 中「教育委員会」を「区長」に改める。

（足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部改正）

- 1 3 足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 6 条ただし書、第 7 条、第 1 4 条第 3 号及び第 2 2 条を除く。）中「教育委員会」を「区長」に改める。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第 7 条を次のように改める。

（区民無料公開の日）

第 7 条 区長は、体育及びスポーツの振興を図るため、規則で定める特定の日に施設を無料で公開することができる。

第 1 4 条第 3 号中「教育委員会が定める」を削り、「指定管理者」を「第 1 7 条第 1 項の規定により東綾瀬公園温水プールの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第 2 2 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 2（2）個人使用の項備考中「教育委員会」を「区長」に改める。

（足立区野外活動施設条例等の一部改正に伴う経過措置）

14 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に付則第2項から前項まで（第5項を除く。）の規定による改正前の足立区野外活動施設条例、足立区西新井文化ホール条例、足立区文化芸術劇場条例、足立区リエゾンセンター条例、足立区地域体育館条例、足立区営運動場条例、足立区温水プール条例、足立区プール条例、足立区立千寿本町小学校温水プール条例、足立区総合スポーツセンター条例及び足立区東綾瀬公園温水プール条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれ付則第2項から前項まで（第5項を除く。）の規定による改正後の足立区野外活動施設条例、足立区西新井文化ホール条例、足立区文化芸術劇場条例、足立区リエゾンセンター条例、足立区地域体育館条例、足立区営運動場条例、足立区温水プール条例、足立区プール条例、足立区立千寿本町小学校温水プール条例、足立区総合スポーツセンター条例及び足立区東綾瀬公園温水プール条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

スポーツ及び文化に係る事務を区長が管理し、執行するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。